平成２３年（フ）第７９号
鹿児島県肝属郡肝付町前田4151番地５、申立時の住所鹿児島県肝属郡肝付町前田638番地５
破産者　有馬　純嗣
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第２５号
鹿児島県鹿屋市串良町有里3291―４、住民票上の住所鹿児島県肝属郡東串良町岩弘2674番地４
破産者　黒木　正一
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１８６号
三重県松阪市五主町1260番地19
破産者　藤岡建築こと　藤岡　茂樹
1　決定年月日　平成25年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１８７号
三重県松阪市五主町1260番地19
破産者　藤岡加代子
1　決定年月日　平成25年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３１号
三重県鈴鹿市岸岡町1404番地の48
破産者　有限会社平建運輸
1　決定年月日　平成25年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１２号
和歌山市納定35番地
破産者　光陽建設株式会社
1　決定年月日　平成25年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２９号
和歌山市園部110番地の４
破産者　大和リテイルシステム株式会社
1　決定年月日　平成25年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３６号
和歌山市六十谷175番地の36
破産者　サンニット株式会社
1　決定年月日　平成25年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４９１号
岡山市南区新保963番地６
破産者　西　　好幸
1　決定年月日　平成25年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４５号
徳島県阿南市長生町松の元15番地１
破産者　有限会社南
1　決定年月日　平成25年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第１４号
愛媛県八幡浜市向灘1706番地
破産者　平成工業株式会社（旧商号興國コンクリート株式会社）
1　決定年月日　平成25年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第７６３号
熊本県八代市千丁町新牟田1868―２―401、開始決定時の住所熊本県八代市通町４番39号
破産者　和田　正幸
1　決定年月日　平成25年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２５年（フ）第２７号
栃木県宇都宮市大塚町14番24号　マンションエクセル103号
破産者　星野志津枝
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２４４号
栃木県さくら市狭間田667番地３
破産者　和田　　勇
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２５０号
栃木県宇都宮市鶴田町2496番地６、住民票上の住所栃木県宇都宮市下川俣町208番地21
破産者　八木澤かすみ
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２５２号
栃木県宇都宮市上戸祭町538番地５　サンシティ上戸祭Ｃ101号室
破産者　オビアフバ麻希子
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２６０号
栃木県鹿沼市日吉町644番地　県営日吉住宅２号棟18
破産者　柳田　峯征
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２６１号
栃木県宇都宮市西川田本町３丁目16番11号、前住所栃木県那須郡那須町大字伊王野2970番地
破産者　西山ミサヲ
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２７号
千葉県南房総市久枝1215番地
破産者　三堀　博之
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第２８号
千葉県館山市館山1462番地の４
破産者　入江　健司
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第２０３７号
福岡市早良区城西１丁目８番47―702号
破産者　高嶋千鶴子
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５０１号
福岡市中央区笹丘３丁目32番１―404号
破産者　松木　徳仁
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４５号
福岡県太宰府市五条２丁目21番６―301号、破産手続開始決定時の住所福岡県大野城市畑ヶ坂１丁目４番17号
破産者　中尾寿恵美
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２６４号
福岡市南区桧原７―23―１プラザ桧原302号
破産者　佐保　三樹
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部